

貨物自動車運送事業法改正に関するQ & A

販売事業者からの主な質問

	質問内容	回 答
1	今回の改正で白ナンバートラックの件は、販売事業者に影響がありますか？	令和8年4月1日以降、委託者＝利用者の法律上の責任も問われることになりました。委託者が白ナンバートラックでLPガスの集配を受けたり、委託する配送センターが白ナンバートラックならば、違法性のない白ナンバートラック使用なのか（受託者が運送事業の許可や届出なく自社利用以外である委託者の製品を有償で貨物運送を行うのは違法）を卸事業者に対して確認して、理解しておく必要があります。
2	白ナンバートラックの配送センターに任せても大丈夫なのでしょうか？	配送センターには、緑ナンバートラックでの運営と白ナンバートラックでの運営の2種類があります。1拠点で5台以上有している配送センターでも、あえて緑ナンバーを取得せず、適法に白ナンバートラックで運営している卸事業者もあります。委託する配送センターの使用トラックが白ナンバートラックならば、違法性のない白ナンバートラック使用なのか（受託者が運送事業の許可や届出なく自社利用以外の製品を有償で貨物運送を行うのは違法）を卸事業者に対して確認して、理解しておく必要があります。

卸事業者からの主な質問

	質問内容	回 答
1	白ナンバートラックで運用していますが、今回の改正は白ナンバートラックに対する規制強化なのでしょうか？	平成元年の法制化当時から白ナンバートラックは規制され、現在もその内容は変わっていません。当時、陸運局支部などに聞き適法であることを確認した上で、白ナンバートラックでの運用を続けているのであれば全く問題はありません。調べずに一人親方（同義：庸車、持込み）のまま続けている白ナンバートラックによる有償でのLPガスの集配や配送センターは違法です。違法性のない白ナンバートラック使用（受託者が運送事業の許可や届出なく自社利用以外の製品を有償で貨物運送を行うのは違法）が必要です。
2	トラックが5台に満たない場合は緑ナンバー取得の特例などあるのでしょうか？ また、5台に満たない場合は未申請で良いのでしょうか？	5台以上が緑ナンバーの認可対象ですが、鳥しょ（他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの）については車両数の特例がある場合があります。（最寄の運輸支局にご相談ください）。白ナンバーの届出等はありませんが、違法性のない白ナンバートラック使用（受託者が運送事業の許可や届出なく自社利用以外の製品を有償で貨物運送を行うのは違法）が必要です。
3	白ナンバートラックで配送料無しで充填料の請求だけの場合は、規制対象外という考え方で良いのでしょうか？	名目の如何にかかわらず、運送の対価としての有償性がある場合には運送事業の許可等が必要となります。違法性のない白ナンバートラック使用（受託者が運送事業の許可や届出なく自社利用以外の製品を有償で貨物運送を行うのは違法）が必要です。
4	白ナンバートラックを10台以上所有し、配送センターでの運用以外に米、水など配送も行っています。白ナンバーのままが良いのでしょうか？ また、緑ナンバーを取るにはどうしたら良いのでしょうか？	違法性のない白ナンバートラック使用（受託者が運送事業の許可や届出なく自社利用以外の製品を有償で貨物運送を行うのは違法）ならば、白ナンバーのまま構いません。運送の対価としての有償性がある場合は緑ナンバートラックであることが求められ、貨物自動車運送事業法の許可が必要です。申請方法については国交省運輸支局のHPを参照してください。なお、トラックが5台以上あっても緑ナンバー取得が必須ではなく、大手卸事業者が違法性のない白ナンバートラック使用（自社利用以外の製品の有償での配送は行わない）をしているケースは数多くあります。